

資金決済に関する法律に基づく払戻し実施のご案内

平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、2026年2月1日(日)をもって利用終了しました千代の園酒造株式会社発行の「清酒券」につきまして、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、払戻しを実施させていただきます。

未使用の「清酒券」をお持ちのお客様は、以下の払戻しの申出期間内にお申し出いただきますようよろしくお願い申し上げます。

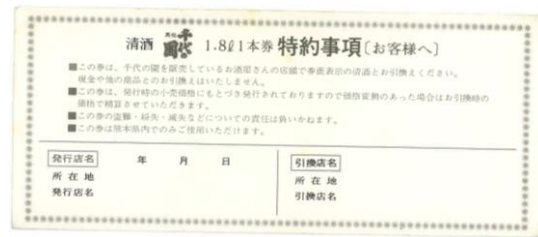
1. ご利用終了及び払戻しを行う前払式支払手段の種類

清酒千代の園ギフト券

(表面)



(裏面)



2. 払戻しの申出期間

2026年5月15日(金)～2026年8月13日(木)

受付時間は、午前8時～午後5時まで(土、日、祝日は除く)

※当該期間内に払戻しの申出がない場合は、この払戻し手続から除斥されます。

3. 申出及び払戻しの方法

千代の園酒造株式会社に未使用の清酒券を持参してください。確認のうえ、その場で現金と交換いたします。

※持参できない場合

- ・ お申し出される方の住所、氏名、連絡先を千代の園酒造株式会社までお電話にてご連絡ください。
- ・ ご連絡いただきましたら、返信用封筒と「清酒券払戻申請書」を郵送いたします。必要事項をご記入いただき、返信用封筒に未使用の清酒券を同封のうえ、返信してください。返信された払戻申請書記載内容と未使用の清酒券を確認し、指定口座へ額面の合計金額を振り込みます(返信用の切手代、振込手数料は当社にて負担します)。

なお、郵送での申出の場合は、払戻しの申出期間の最終日の消印までが有効となります。また、明記された個人情報、本件払戻しに関する事項以外には使用いたしません。

4. お問い合わせ先

千代の園酒造株式会社(担当窓口:MH株式会社)

〒861-0501 熊本県山鹿市山鹿1782番地

電話 0968-43-2161 <https://www.chiyonosono.co.jp/>